

2025 年 7 月 3 日

## 通貨ニュース

# ベトナム：米国との通商交渉が合意、米国優位の関税率設定へ

トランプ大統領は 2 日、関税措置を巡る交渉でベトナムと合意したことを自身の SNS で伝えた。発信した内容によれば、米国はベトナムからの全ての輸入品に対して 20%の関税を課す一方、ベトナムは米国からの輸入品への関税が無関税になることになった。4 月相互関税の発動延期以降、個別の関税率設定で合意に至るのは英国に次いで 2 番目となり、アジア新興国では初の事例になる。

ベトナムは近年、貿易摩擦が深刻化する中国に代わって米国への輸出を伸ばしていた国の筆頭であった。数字で見ても、近年の対米貿易黒字の拡大は目を見張るものがある(図表 1)。世界的に見ても、直近のベトナムの対米貿易黒字額は中国、メキシコに次いで第 3 位である。またその過程で、第 1 次トランプ政権において、米国はベトナムの対米貿易黒字急増を問題視した上で、ベトナムを為替操作国に認定した過去もあった。そのため、4 月にトランプ政権がベトナムに対して設定した相互関税率(図表 2、7 月 9 日まで発動は延期中)の高さもあいまって、ベトナムの立ち回りは注目を集めていた。

トランプ政権はベトナムに対する相互関税の数字を 46%に設定していたため、今回の合意に至った 20%の関税率は数字の上では引き下げられた格好だ。もっとも、本稿作成時点ではこの 20%という数字は米国がすべての国や地域に対して一律に課している 10%と合わせた数字なのか、10%に加えた上乘せ分であるかは明らかになっていない。加えて、米国が問題視していたベトナムから米国への迂回輸出については、40%の関税を課すとしており、これは明らかに中国からベトナムを経由した製品を意識したものと読める。片や、冒頭に記載した通り、米国からの輸入品に対しては関税が課されないため数字だけを見れば米国に非常に有利な条件での合意である。

ベトナムは迂回輸出を除き、4 月に提示された数字より低い関税率で譲歩した格好だが、過去の数字から大きくなったのも事実である。先述の通り、米国はベトナムにとって最大の貿易相手国であり、米国の輸出割合は年々増加基調にあった(図表 3)。こうした状況を踏まえれば、4 月の数字に鑑みてこれ以上の交渉の長期化はベトナム経済にとってマイナスという判断に至ったのかもしれない。足許の為替相場を見ても対米交渉の不透明感、高い関税率の警戒感から VND 相場は断続的に安値を更新する地合いにあった(図表 4)。ベトナムが今回合意した内容はベトナムにとって厳しい条件であったと言わざるを得ないものの、ベトナム側はハイテク製品に対する輸出規制の撤廃を提案していく姿勢を見せており、今後の金融市場の反応も合わせて注目したい。

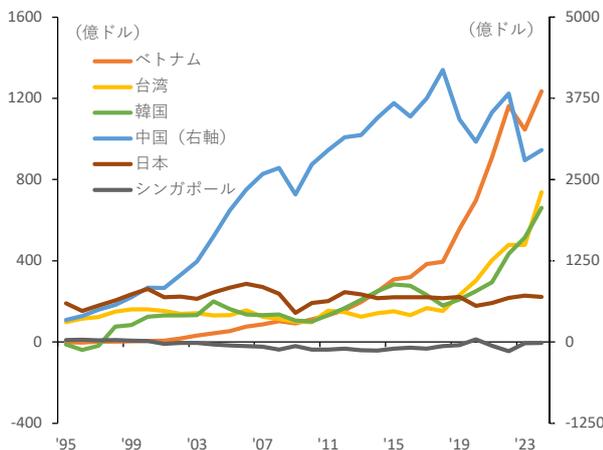
先般合意に至った英国と異なり、今回の報道は ASEAN 諸国をはじめ周辺国の立ち回りにも影響が及ぶだろう。英国は対米貿易赤字国であり、4 月に設定された相互関税率も最低水準の 10%であったが、「大幅な対米貿易黒字を計上するベトナムが米国優位の内容で合意に至った」という意味は大きい。アジア

国際為替部  
シニアマーケット・エコノミスト  
堀 堯大  
03-3242-7065  
[takahiro.hori@mizuho-bk.co.jp](mailto:takahiro.hori@mizuho-bk.co.jp)

諸国は台湾や韓国、タイやマレーシアなど中国の景気減速を受けて輸出が米国依存となりつつある国が多く、トランプ政権が今後ベトナムと同様の交渉手法ととってくる可能性がある。ラフなイメージであるが、ベトナムが4月に米国が持ちかけた税率の半分程度で合意に至っている以上、まずはそれに近い水準で交渉を持ち掛けていくのではないだろうか。

ここで念頭に置きたいのは、欧州や中国と比較して米国がアジア新興国に対して強気な交渉を仕掛けてくる可能性があることだ。その背景には、貿易以外にもアジア新興国にとって安全保障の枠組みにおいても米国は不可欠な存在になっていることが挙げられる。台湾やASEAN諸国は中国、韓国は北朝鮮とロシアの脅威に備えねばならず、米国と真っ向から対立する姿勢の中国と域内再軍備を進め自前での安全保障を強化していく指針の欧州とは置かれている状況が異なる。従って、アジア新興国に対してはかなりの確度でトランプ政権は安全保障も踏まえたディールを交渉に持ち込んでくると思われ、実際そうしていくだろう。相互関税の発動延期期限を目前に控え、土壇場での合意が見られる国は出てくるのか。その交渉内容とともに市場の注目度は今後も高まる。

図表 1: アジア各国の対米貿易黒字の推移



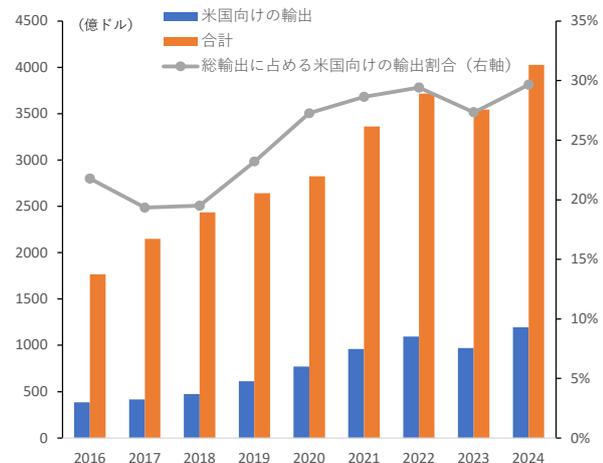
出所: Macrobond、みずほ銀行 注: 財取引のみの数字

図表 2: 米国が4月に設定した相互関税率

国・地域	相互関税率(%)	国・地域	相互関税率(%)
カンボジア	49	マレーシア	24
ベトナム	46	EU	20
スリランカ	44	イスラエル	17
バングラデシュ	37	フィリピン	17
タイ	36	英国	10
中国	34	ブラジル	
台湾	32	シンガポール	
インドネシア	32	チリ	
スイス	31	オーストラリア	
南アフリカ	30	トルコ	
パキスタン	29	コロンビア	
インド	26		
韓国	25		
日本	24		

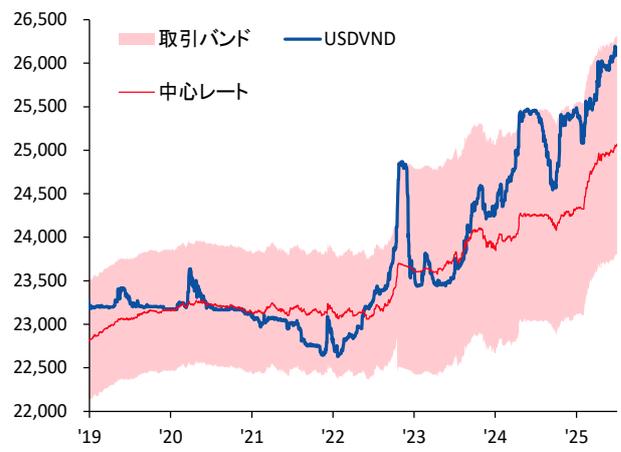
出所: 各種報道よりみずほ銀行

図表 3: ベトナムの対米輸出状況



出所: Macrobond、みずほ銀行

図表 4: VNDの動向



出所: ブルームバーグ、みずほ銀行

当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。当資料は信頼できると判断した情報に基づいて作成されていますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前連絡なしに変更されることもあります。投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。また、当資料の著作権はみずほ銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。なお、当行は本情報を無償でのみ提供しております。当行からの無償の情報提供を望まれない場合、配信停止を希望する旨をお申し出ください。